

高 戦 み 第 5 2 8 号  
高 戦 財 第 3 4 8 号  
令 和 4 年 1 0 月 1 1 日

副 市 長

## 令和5年度の当初予算編成について

### 第1 地方行財政を取り巻く環境

国内経済については、国・地方が歩調を合わせて新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）に対する医療提供体制の強化やワクチン接種の加速など社会経済活動回復のための環境整備を全力で進めてきたことにより、持ち直しの動きがみられている。その一方で、ウクライナ情勢の長期化・世界金融資本市場の変動などの影響から原油価格・物価が高騰傾向にあり、下振れリスクがなお存在していることに十分注意する必要がある。

市における行財政運営上も、上記のような社会情勢の影響を受けることは必至であり、行政コストが増大していく課題を抱えている。その中であっても、市民生活や事業者を支え、市が持続的に成長していく未来志向の施策を展開していく必要がある。

### 第2 本市の財政状況

令和3年度においては、本市の更なるにぎわい創出に寄与する大型事業として、令和5年3月開館に向け進めている高槻城公園芸術文化劇場の整備や、同じく令和5年3月完成予定のJR高槻駅北駅前広場の整備などに取り組んできた。また、新型コロナに関する施策として、本市で第2弾となるプレミアム率150%を付した「スクラム高槻、地元のお店応援券」発行や市立小・中学校給食費4か月相当分の無償化、全世帯水道料金基本料金2か月分を半額にするなど、あらゆる市民・事業者への支援に市内一丸となって全力で取り組んできた。

令和3年度決算としては、感染症対策や市民生活の支援、市内経済活性化のための施策実施にあたり、歳入歳出ともに大きな変動要素があったが、本市がこれまで培ってきた堅実な健全財政を維持することができた。

一方で、歳入においては、追加交付された普通交付税など、実質的に令和4年

度での執行を想定する臨時的な国からの歳入があったものの、歳出においては、高齢化の進行等により、扶助費や繰出金など経常経費が新型コロナ前よりも増加するなど、将来に向けた財政収支については予断を許さない状況である。

これに加えて、原油価格・物価高騰の影響による、燃料費・光熱水費など経常経費の増加が今後も見込まれるが、基幹収入である市税収入は、生産年齢人口減少の影響により増加が見込めないため、以前にも増して厳しい財政運営が見込まれる。

### 第3 令和5年度の予算編成

前述の財政見通しの下、将来にわたって持続可能な自治体経営を行うためには、『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改革方針（以下、「改革方針」という。）や第6次総合計画に基づき、限られた経営資源の有効な活用と成果の向上を重視した事業の最適化に取り組む必要がある。

また、次世代に輝く未来を引き継ぐためには、総合計画に掲げる将来都市像の実現に向け、計画的に行政運営を推進するとともに、社会情勢の変革が大きい中、市民ニーズを的確に捉え、継続的な市民サービスを提供する必要もある。

令和5年度は市長選挙の年度に当たるため、当初予算については、「骨格予算」として編成し、新規施策ほか政策的な拡充要素を含む予算については、第23代市長の予算編成方針に基づき、令和5年度6月補正予算として計上するが、当初予算要求に当たっては、年間総計予算として要求することとする。

以上を踏まえ、令和5年度の予算編成に当たっての基本的な考え方は次に示すとおりとする。

### 第4 予算編成の基本的な考え方

#### 1 全般的事項

##### （1）部の経営方針に基づく改革

- ①部の経営方針において、改革方針を踏まえた各部局の改革の方向性を示した上で予算要求作業に着手すること。経営方針の策定に当たっては、部局長を中心に、あらゆる角度から改革の可能性を検討すること。
- ②事業の統廃合や民間活力の導入、生産性の向上、業務の簡素化・効率化など、職員体制・業務量の適正化について、部の組織課題として取り組むこと。

## (2) 予算編成の原則

- ①年間で必要な予算は、新規施策や政策的な拡充予算も含めて、全て当初予算で要求すること。
- ②当初予算要求額の内、新規施策や政策的な拡充予算として、「肉付け予算」（令和5年度6月補正）で編成を行う予算の選択は、当初予算編成過程の中で行うものとする。
- ③「肉付け予算」を除く令和5年度の補正予算については、原則として制度改正などの必要最小限のものに限定することとする。あらかじめ補正予算が見込まれるものは、当初予算編成に併せて、事業計画調書等において、概算予算を含めた事業計画を示すこと。

## (3) 予算要求基準

全ての経費について、事業や施策の優先順位を精査の上で、原則、部全体で前年度を上回らないこととする。

## 2 歳入について

### (1) 創意工夫による財源確保

- ①公有財産の活用を始め、広告事業やネーミングライツなど財源の確保に努め、新たな発想や努力による歳入拡大に取り組むこと。
- ②新規事業や拡充事業など、一般財源負担が増大する場合には、職員の創意工夫をもって、新たな財源確保に最大限取り組むこと。

### (2) 国・府補助金等の確保の徹底

- ①制度改正又は交付手続き・条件等の変更を含め、国・府の動向を常に注視し、適切かつ積極的な財源確保の徹底を図ること。特に、補助金等に係る国・府の通知等は、内容に関わらず精読し、確実な歳入確保に向けて、適切な事務執行に努めること。
- ②国の財源を最大限活用するため、令和5年度当初予算に要求を予定している事業のうち、国の補正予算の対象となる可能性のある事業については、当初予算とは別に予算の精査を要することから、情報を把握次第、速やかに調整を図ること。

### (3) 国・府補助金等減額時の考え方

国・府補助金等を財源として実施している事業の補助制度等が廃止・縮小される場合においては、原則、国・府補助金等の廃止・縮小幅に応じた事業の廃止・縮小を行うこと。

### 3 歳出について

#### (1) 新規・拡充事業の要求条件等

##### ①新規・拡充事業の要求条件

新規・拡充事業の予算要求については、以下のものに限る。

- ア 「第6次総合計画」に掲げる8つの将来都市像の実現に向けて、優先的・重点的に取り組む必要がある事業
- イ 生産年齢人口や交流人口の増加に実効性のある施策として、効果を具体的に示すことができる事業
- ウ 災害に強く強靱なまちづくりのため、防災・減災に資する施策として、効果を具体的に示すことができる事業
- エ 法令等で新たに実施又は拡充することが義務付けられている事業
- オ 中長期的な視点で歳出を削減するため、今のうちに着手すべき事業
- カ コロナ禍からの回復や原油価格・物価高騰等への対応として、市民生活や地域経済を守るため、実効性のある事業

##### ②新規・拡充事業の財源確保

新規・拡充事業を要求する際には、他の継続事業の廃止・縮小や、新たな財源確保、国・府補助金・財政上有利な事業債を最大限活用するなど、一般財源負担は考え得る限り最小となるようあらゆる角度から検討を重ねること。

##### ③新規・拡充事業の終期設定

新規・拡充事業は、原則として、終期・見直し時期を設定することとし、後年度負担も数値で示すこと。

#### (2) ペーパーレス化の更なる推進

行政事務（特に内部事務）で定例的に使用している資料については、紙配付ではなく、デジタル機器の使用を原則とし、紙の出力は最小限とすること。紙購入予算（購入量）については令和4年度当初予算に引き続き、原則、各室・課の所属単位における当初予算前年度比で5%減額することとする。

#### (3) 委託料の見直し

##### ①仕様の見直し

委託料について、新規・拡充要素を含むものは当然のこと、経常的なものを含めて仕様の点検を行い、真に必要となる部分に絞るなど、経費の抑制に努めること。

##### ②市の施策に関する委託の精査

啓発、計画策定・見直し等の市の施策については、職員の創意工夫に

よる事業運営を原則とした上で、委託する場合はその必要性和金額の根拠を具体的に示すこと。

#### (4) 小事業単位での事業効果

##### ①エビデンスの説明

予算要求に当たっては、新規・拡充・継続事業を問わず、事業の妥当性を裏付ける客観的な「目標（計画）」「成果」などのエビデンスに基づき要求することとし、その「目標（計画）」「成果」を原則具体的な数値をもって示すこと。

##### ②小事業単位での既存事業の見直し

小事業単位での既存事業について、前年度予算計上手法を前提とせず、「目標（計画）」「成果」に見合う投資となっているか、再度見直しを行うこととする。

#### (5) 公共施設の長寿命化改修・修繕

個別施設毎のライフサイクルコスト縮減に向け、施設別状況（劣化度・影響度）を示した個別施設計画に基づき、計画的な予算要求を行うこと。

#### 4 公営企業に関する事項

公営企業においては、市長部局と同一の基調に立つとともに、独立採算の原則に基づく中期的な経営計画の下で、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努めること。